

補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討 報告書概要版

■ 事業の目的

補装具費支給制度については、市区町村の支給決定にかかるガイドラインはあるものの、制度の考え方などについては、申請者を含む国民の理解を促す資料が十分に整えられていない実態にある。また、情報を伝えるべき対象者の状態像が明らかになっていない。そこで、本検討では、補装具費の支給実態を把握するとともに、障害当事者が制度の情報として何を求めているかなどについて調査し、一般向けにわかりやすいリーフレット等の広報ツールを作成・公開することを目的として実施した。

■ 本事業で実施した実態調査

本事業では、支給実態及び申請者・関係者の制度にかかる情報提供に対する認識や課題等を把握するため、以下の実態調査を実施した。

- 補装具費支給の実態（自治体アンケート調査）
- 障害当事者の制度に対する認識や課題意識の実態（当事者アンケート調査）
- 補装具費支給制度にかかる情報提供の実態（自治体アンケート調査）
- 補装具利用にかかる関係者の制度に対する認識や課題意識の実態（関係者ヒアリング調査）

■ 本事業の検討体制

本事業では検討会を設置して事業を実施した。

検討会委員等

座長	竹島 恵子	(公財)交通エコロジーモビリティ財団 バリアフリー推進部
委員	木島 真央	メイ・ソリューション株式会社
	剣持 悟	川村義肢株式会社
	硯川 潤	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発室
	谷 映志	国立障害者リハビリテーションセンター 神戸視力障害センター
	山口 公深	熊本県福祉総合相談所 障害相談課
アドバイザー	水村 慎也	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 課長補佐
事務局	高光 美智代	社会システム株式会社 企画調査グループ 課長
	梅崎 良樹	社会システム株式会社 企画調査グループ 係長
	石澤 一輝	社会システム株式会社 企画調査グループ

実態調査からの課題

障害当事者及び、関係各者へのアンケート及びヒアリング調査から、補装具費支給制度の利用にかかる課題としては、各立場で以下が挙げられた。

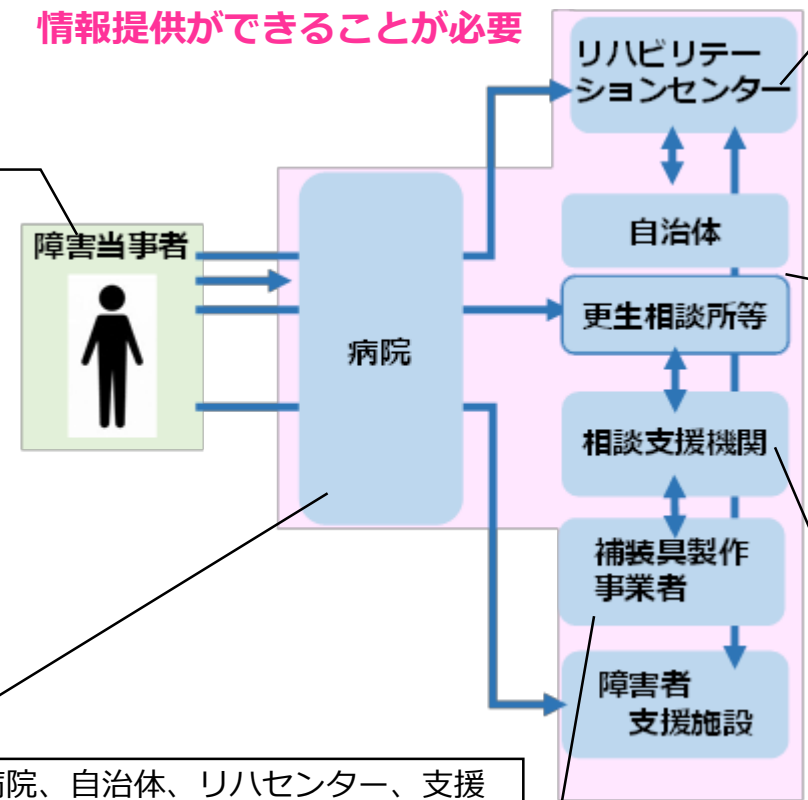
障害当事者側の課題： 制度利用について「欲しいタイミング」に「分かりやすく理解できる」情報が必要

関係者側の課題： 制度利用について「相談」とともに 情報提供ができることが必要

- 制度については、「費用にかかる事項」「制度全体の仕組み」「支給決定の仕組み」「不具合が出た場合の取扱い」等の情報が申請当初わからなかった情報。
- 制度について知るのは自治体の説明に寄るところが多いものの、補装具利用について相談したいタイミングは「医師によって補装具を使用すべきと診断されたとき」が多くを占めた。
- 制度に係る情報は「知りたい情報が適切に提供されていない」「情報がわかりにくく理解できない」などの課題が挙げられた。
- 制度について具体的によく理解せずに利用している場合もあり得る。

- 補装具の必要性を初期段階で知る機会であるが、現状では治療時期における補装具の紹介（医療費での購入が主）が主。
- 医師は治療用装具を対象としているため補装具支給制度に対する認識は乏しい。

- 病院、自治体、リハセンター、支援センター等と連携して当事者の相談に乗っている場合もある。
- 一方で、上記を通さない場合には直接購入となり、制度を利用しないケースとなる場合がある。



- 更生相談所と同様、当事者実態を細かく知る立場にあるが、補装具に対する相談には乗っていない現状にある。
- 補装具費支給制度については知識を得ていないのが現状。
- 自治体によっては、リハ関係者等に対する制度についての研修を実施している。

- 申請窓口では、個別の相談までに乗っていない現状。
- 人口の少ない自治体ではツール等も整備されていない
- 支援センター機能を持つ組織に相談の委託を行っている場合もある。
- 直接判定を行って各者の状態に合わせた補装具をコーディネートしている場合もある。
- 更生相談所が相談の拠点機能を有しているが、それが当事者に伝わっていない。（医療機関等で紹介してほしいとのニーズ有）

- 自治体からの委託により各種の相談に乗っている組織。
- 当事者の個別事情に合わせた補装具や制度利用についての相談に乗っている。
- 更生相談所と同様、各種の相談窓口であることが当事者に伝わっていないケースがある。

補装具費支給の対象者の状態像と情報提供の課題

補装具費支給制度は、補聴器、装具、車椅子などの種目を中心に利用されている実態にあるが、当事者の状態像としては、インターネット等の情報や適切に相談できる自治体等の担当からの情報を得て、制度を利用している者がいる一方、利用実態には表れていない「情報にたどり着けない、相談ができていない」者が存在しており、制度の利用ができていない状態が生じている可能性がある。

即ち、制度の利用が必要な者に情報が届かないために実対象に含まれていない実態が生じている。

情報を収集している、適切に相談できている人	情報にたどり着けない、相談ができていない
<ul style="list-style-type: none">● 自分でインターネット等による情報収集ができ、制度の内容や必要事項を理解できる人● 適切に相談できる機関との連携ができ、自分に必要な補装具をコーディネートされ、制度についての説明も受けている人	<ul style="list-style-type: none">● 障害者手帳の取得ができていない、適切な相談窓口への相談ができていないために制度について知らない人● 障害者手帳取得時に説明は受けたものの、理解できておらず、制度活用に至っていない人● 適切な情報提供（視覚障害者や聴覚障害者に対する情報保障ができていない）がされておらず、制度についての情報が適切に得られない人



引き続き、適切な情報提供が必要な対象像



情報提供を強化すべき対象像

一方、制度情報は手帳申請時などに情報提供をされているものの、「障害者福祉の手引き」などの膨大な情報の中に埋もれている場合や、制度情報がわかりにくいなどの問題が見られた。

【情報提供の課題】

- 多くの情報に埋もれては理解できず、認知もできない（「障害者福祉の手引き」の一部では埋もれてしまっている）
- 難しい言葉、煩雑な書類の作成が情報理解を阻んでいる
- 「自分に必要な補装具が申請できるのか」をどのように判定されるか、判定に至るまでにどのような相談ができるのかなど、「相談」との紐づきが見えない
- 知りたい情報（支給額等）にカンタンにたどり着けない

補装具費支給制度の効果的な普及のあり方の方向性

方向性①：情報を伝えるべき対象像、アプローチしやすい情報提供手段が重要

インターネット等で情報が収集でき制度内容等を理解できている、相談できる機関に情報提供がされている者は問題がないが、情報にたどり着けない、相談ができない人が存在し、情報提供の強化が必要となっている。

方向性②：対象者にとって必要な情報内容、わかりやすい情報構成・表現のあり方が重要

情報が必要な対象像にとって、制度そのものについてが多くの情報に埋もれて認知できていない状況であるとともに、内容についても仕組み、申請の流れ、種類や要件、費用など各段階の情報が必要となっている。

広報ツールの作成・展開

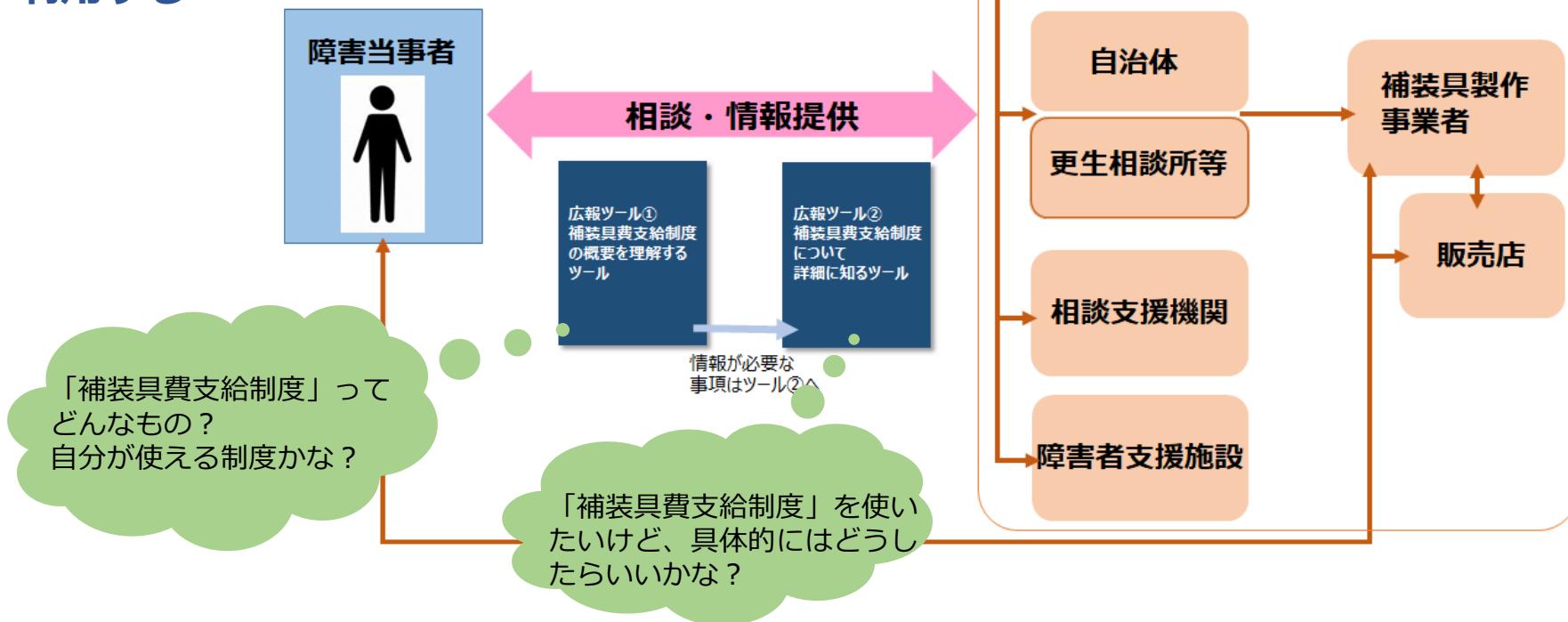
広報ツールとして、以下の2段階のツールを作成した。

ツール①：制度そのものを知り、全容が理解できる「とぼ口」となるツール

ツール②：制度の内容をある程度詳細に理解し、利用にあたっての必要な情報がわかるツール

ツールの活用のあり方

障害当事者は、
相談とともに提供される
情報を理解し、
自分に合った制度を見つけ、
利用する



ツールの活用のあり方

関係者は
障害当事者からの相談時
などに
補装具購入における
制度のひとつとして
わかりやすい
情報提供を行う

ツール①：制度そのものを知り、全容が理解できる「とば口」となるツール

「補装具費支給制度」利用ハンドブック

補装具費支給制度・利用ハンドブック

「補装具費支給制度」をこそ存知ですか？

高齢や後遺症、障害、補聴器、咀嚼障害、視覚障害者安全つえ、補聴器などの「補装具」は、障害者・児や障害者などの身体機能を補完・代替する用具です。この補装具の購入費用の支給を受けることのできる「補装具費支給制度」は、「障害者総合支援法」に基づいています。

義肢や後遺症、補聴器、咀嚼障害、視覚障害者安全つえ、補聴器などの「補装具」は、障害者・児や障害者などの身体機能を補完・代替する用具です。この補装具の購入費用の支給を受けることのできる「補装具費支給制度」は、「障害者総合支援法」に基づいています。



① 補装具とは？

義肢、装具、車椅子、視覚障害者安全つえ、補聴器などの「補装具」は、障害者・児や障害者などの身体機能を補完・代替する用具です。この補装具の購入費用の支給を受けることのできる「補装具費支給制度」は、「障害者総合支援法」に基づいています。

補装具の例

- 義肢（手足及び義足のこと）
- 装具（四肢・体幹の機能障害の軽減のための器具）
- 車椅子
- 視覚障害者安全つえ（自杖）
- 補聴器（聴覚障害者用）

【参考】日常生活用具との違い

補装具と似たものに「日常生活用具」があります。「日常生活用具給付等事業」は、在宅の障害者支援のための事業で、障害者・児及び高齢者などが支給されます。

<日常生活用具の一例>

- ・特殊履台（傾斜角度や高さの調節ができる電動パッド）
- ・移動用リフト（自力で移動できない人を用り上げて移動を補助する器具）
- ・人工股関節（自力で発声できない人の発声を補助する器具）

【解説】障害者総合支援法

障害者自立支援法の改正法として平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。障害者が専断を持って日常生活を送ることができるよう、必要となる障害福祉サービスや地域生活支援事業を充実させることを目的とし、障害者の無償にかかわらず共に生きる社会の実現を目指しています。

<概要>

自立支援給付として、介護給付費、訓練給付費、高額療養費サービス費、自立支援生活費、賃料の減額、補装具費等の支給が行われます。また、地域生活支援事業として、市町村が障害者等からの相談に応じたり、緊急搬送や移動の支援を行ったりすることなどを定めています。

② 補装具費支給制度を受けるには

「補装具費支給制度」を受けるには、次のような要件がありますので、チェックしておきましょう！

(1) 対象者

- 以下に該当し、補装具の購入・修理が必要な方が対象です。
 - ・身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者等
 - ・障害者総合支援法の対象となる障害者等

(2) 申請窓口

お住まいの市区町村 **注** 遠隔地などは、住所地より異なる場合があります

(3) 申請に必要なもの

- ・補装具費支給申請書（自治体の様式があります。窓口で確認ください）
- ・補装具費支給意見書（医師が記入が必要で必要です）
- ・身体障害者手帳（聴覚障害等は特定医療費（指定難病）受給者証）
- ・その他、本人確認書類など

※補装具費支給意見書は、医師・障害者、補装具費、必要性と使用効果、社会生活 要件等の内容を記載するもので、支給の根拠となります。

(4) 費用負担

原則、支給内容の 1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得に応じて負担上限額があります。

所得区分	負担額
生活保護	0円
世帯所得	生活保護並み0円
一般	生活保護並み37,200円

(5) 償還

補装具費の支給対象となる補装具の償還は、原則として1層目につき1個ですが、特に使いが必要と認められた場合は、2個とすることができます。また、修理期間中の代用品については、支給の対象となりません。

③ 補装具費支給までのながれ

補装具費支給を受けるには、以下のようなながれで申請を行います。

■償還払いの場合のながれ

償還払いとは、申請した補装具の費用を先に申請者が補装具事業費に支払い、領収書などを提出した後、費用が支給されるながれとなっており、原則このながれで支払われます。

- 補装具費支給申請：市区町村で申請手続を行います（医師に補装具費支給申請書を作成してもらう必要があります）
- 完了後：指定日時に更生相談所に直接来所して、要請判定によって「支給決定」を受けることになります
- 申請判定：指定日時に更生相談所に直接来所して、要請判定によって「支給決定」を受けることになります
- 申請判定：指定日時に更生相談所に直接来所して、要請判定によって「支給決定」を受けることになります
- 補装具の引渡し：適宜判定を受けた補装具の引渡しを受け取ります
- 個人費等支払い：補装具事業費に個人費等支払いの領収書を受け取ります
- 補装具費を請求：市区町村に補収証と補装具費支給券を添えて補装具費を請求します
- 補装具費支給：市区町村から後日補装具費が支給されます

■一括納付の場合のながれ

※一括納付の場合のみあり、一部費用を負担する必要があります。

- 補装具費支給申請
- 補装具費支給決定（種目・金額）
- 補装具費の交付
- 重要事項説明、契約
- 補装具の引渡し
- 個人費等支払い

市区町村と補装具事業費のやり取りのながれも示されています。

④ 対象となる補装具の種類

補装具費支給制度の対象となる補装具は、種目、購入基準価格、耐用年数が決められています。

年度によって異なる場合があります。厚生労働省のホームページなどに掲載されていますので、確認してください。

⑤ 補装具費支給制度利用の注意事項など

(1) 注意事項

- 治療や訓練のための治療用器具は補装具費の支給対象とはなりません。（例：訓練用仮義足、歩行訓練用短下肢装具等）
- 補装具の支給を受ける制度はいつかありますが、補装具費支給制度は以下に挙げられる制度が優先されます。
 - ア 障害者災害補償保険法、国家・地方公務員災害補償法 等
 - イ 自動車損害賠償保障法
 - ウ 戦傷者特別補償法
 - エ 介護保険法
- 障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち住民税所得割の最多納税者の納税額が 46 万円以上の場合）には補装具費の支給対象外となります。

(2) 修理・再支給・借受けについて

- 修理**

補装具費支給制度は修理にも利用することができます。購入と同様の申請が必要です。

- 再支給（再購入）**

補装具の耐用年数が過ぎると、再支給を受けることができます。耐用年数内でも、障害状況の変化等で使えなくなった場合などは、再支給を受けることができます。一方、耐用年数が過ぎても修理等により使用できる場合は、修理費の支給対象となります。

- 借受け（レンタル）**

以下に挙げる補装具の場合で、以下のアークのいずれかに当てはまる場合には、借受けが認められる場合があります。

<補装具の種目>

 - 補聴器、聴覚保持装置の充電用器具、歩行杖、高度補聴器用電池交換装置の本体、聴覚保持椅子

借受けの要否

 - ア 常に使い続けなければならない場合
 - イ 通常の使い方以外、短期間で交換が必要となる場合
 - ウ 購入前、比較検討が必要となる場合

⑥ よくあるご質問

Q.補装具の価格が、基準額を超える場合の扱いについて教えてください

教えてください

A.補装具費支給制度では、種目ごとに購入基準額が決められています。装具としての支給要件を満たしても、使用者本人が希望するデザインを選んだことで基準額を超える場合は、基準額との差額を本人が負担することができます。また、基準額以上の高額な製品や完成用部品を選択する場合は、「特例補装具」となり、判定に当たってはその必要性について明確な理由（障害の状況や生活環境など）が求められます。

Q.直接判定と書類判定の違いについて教えてください

A.支給決定に至るまでの処理には、補装具の種目により更生相談所での直接判定及び意見書による書類判定、市町村による決定の3種類があります。下表は一例です。自治体により異なる場合がありますので、お問合せ下さい。

判定方法	種目
直接判定	義肢、義足、足の保護装置、電動車椅子
書類判定	補聴器、車椅子（リフト付）、高度補聴器用電池交換装置
市町村決定	義杖、聴覚保持装置、送気用、コシタクトレンズ、聴覚用、車椅子（リフト付）、歩行杖、高度補聴器安全つえ及び歩行補助つえ（エアスエッチャ）

Q.居住地域特例とはどのようなものですか？

A.補装具費支給制度の申請は、申請者の居住地とすることが原則ですが、例外として、制度を利用していきながら、住民票の異動があった場合に元の居住地での申請を続けられる特例制度のある自治体もあります。お住まいの自治体によって異なりますので、お問合せ下さい。

まずは、お住まいの市区町村の担当窓口にご相談ください

(自治体のご連絡先を入れてご使用ください)

※さらに詳しい「詳細ガイド」もあります
このリーフレットの内容を詳細に紹介している「補装具費支給制度・利用詳細ガイド」があります。おのり、おのりご活用ください。



発行：「補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討会」（厚生労働省障害者総合支援事業）／事務局・社会システム課

「補装具費支給制度」利用詳細ガイド

「補装具費支給制度・ 利用詳細ガイド」

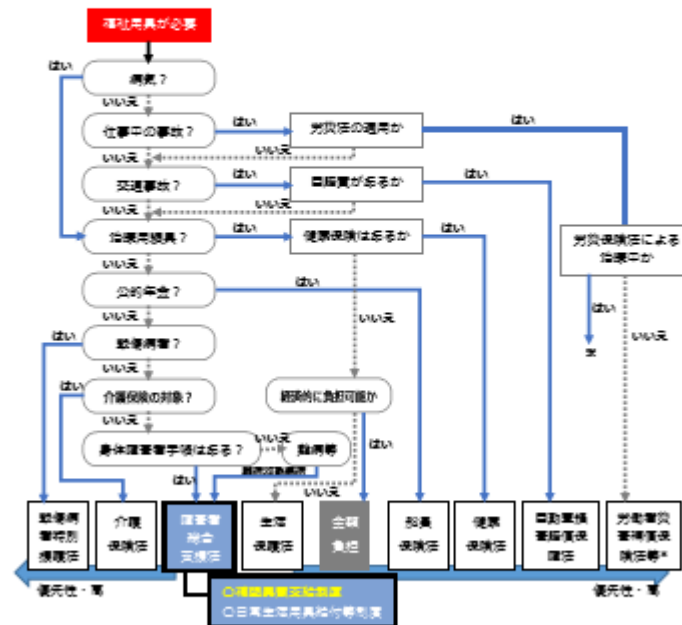


1. 「補装具費支給制度」は、誰が、どんな場合に使う制度ですか？
2. 支給が受けられる「補装具」について具体的に知りたい！

1. 「補装具費支給制度」は、誰が、どんな場合に使う制度ですか？

① 福祉用具を使うのに、自分が利用すべき制度は？

福祉用具が必要となったとき、使える制度がいくつかありますが、制度の利用には優先性があります。下図のように、社会保障制度や社会福祉制度で優先して運用される制度があり、「補装具費支給制度」は『障害者総合支援法』に基づいて支給される制度です。



※労災保険による重傷者の支給は、経団連定が前提であったが、H20.3.31より経団連定前受給中であっても必要経費(以下の条件)が認められれば重傷者の支給が可能。
 ・療養(補償)給付を受けている人(療養3か月以内(入院療養のみ)入院療養中(入院療養中)で、療養が経団連定した後に、療養が認められず下級療養の適用が可能となることとなる場合)
 ・療養(補償)給付を受けている人で、その療養の療養のために通院中(療養)で、療養が認められず下級療養の適用が可能となる人

「補装具費支給制度」にかかる課題などについて

前述した課題等については、申請者に関わる関係各者との共有を図り、情報提供の必要性、わかりやすく、申請者にとって必要な情報内容の提供などをご理解いただく必要があることから、課題共有のチラシを作成した。

チラシ：補装具費支給制度の課題共有

「補装具費支給制度」にかかる情報提供の課題などについて

厚生労働省の令和2年度障害者総合福祉推進事業「補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討」として、補装具費の支給実態や情報提供の実態などを把握する調査を行い、普及ツールの作成を行いました。

普及ツールについては、別紙データを作成しておりますが、このツールの作成に至った実態調査から整理された本制度の情報提供の課題などについて、以下に整理します。

自治体の皆さまをはじめ、補装具の支給にかかる医療関係者、リハビリテーションセンターの専門職の皆さま、相談支援機関、補装具製作事業者、障害者支援施設など関係各者の皆さまに、補装具支給制度の情報提供の課題などを情報共有いただき、この制度にかかる情報にたどり着けていない、相談ができていない方がいらっしゃる実態をご理解いただければと存じます。

※本事業の実施主体：社会システム部（東京都渋谷区東1-20-22 電話 03(5791)1133)

1. 本事業の目的と成果


上述したように、本事業では、補装具費支給制度にかかる実態調査を実施し、制度普及のためのツール作成を行いました。成果報告書は、以下のURLからダウンロードできます。

報告書 URL：


実態把握調査 ○自治体における補装具費支給の実態調査（アンケート調査）
○補装具費支給制度の情報提供にかかる実態調査（障害当事者、自治体）
○自治体及び専門職による運用や情報提供の実態調査

普及ツールの作成 ○「補装具費支給制度」利用ハンドブック
○「補装具費支給制度」詳細ガイド①、②


報告書



利用ハンドブック



利用詳細ガイド



2. 実態調査結果から整理された問題点

本事業では、障害当事者及び関係各者へのアンケートやヒアリング調査を実施し、制度については以下が求められています。

- 当事者は、制度について、欲しいタイミングにわかりやすく理解できる情報を求めている
- 補装具支給にかかる関係者に対しては、制度利用について「相談」ができ、情報提供ができることを求めている
- しかし、関係者間の連携ができていない、各者が制度について理解できていない、相談に応じられないために制度を当事者が理解できないなどの問題点があります。

- 補装具の必要性を初期段階で知る機会であるが、現状では治療時期における補装具の紹介（医療費での購入が主）が主。
- 医師の補装具支給制度に対する認識も低い実態。

制度利用について補装具に関する「相談」とともに、**情報提供ができることが必要**

- 更生相談所と同様、当事者実態を細かく知る立場にあるが、補装具に対する相談には乗れない現状がある。
- 補装具費支給制度については知識を得ていないのが現状。
- 自治体によっては、リハ関係者等に対する制度についての研修を実施している。

リハビリテーションセンター

↑ ↓

自治体

↑ ↓

更生相談所等

↑ ↓

相談支援機関

↑ ↓

補装具製作事業者

↑ ↓

障害者支援施設

● 申請窓口では、個別の相談までに乗れない現状。

● 人口の少ない自治体ではツール等も整備されていない

● 支援センター機能を持つ組織に相談の委託を行っている場合もある。

● 直接判定を行って各者の状態に合わせた補装具をコーディネートしている場合もある。

● 更生相談所が相談の拠点機能を有しているが、それが当事者に伝わっていない。（医療機関等で紹介してほしいとのニーズ有）

● 自治体からの委託により各種の相談に乗っている組織。

● 当事者の個別事情に合わせた補装具や制度利用についての相談に乗っている。

● 更生相談所と同様、各種の相談窓口であることが当事者に伝わっていない。

● 病院、自治体、リハセンター、支援センター等と連携して当事者の相談に乗っている場合もある。

● 一方で、上記を過ぎない場合には直接購入となり、制度を利用しないケースとなる場合がある。

● 制度については、「費用にかかる事項」「制度全体の仕組み」「支給決定の仕組み」「不具合が出た場合の取扱い」等の情報が申請当初わからなかった情報。

● 制度について知るのは自治体の説明に寄るところが多いものの、補装具利用について相談したいタイミングは「医師によって補装具を使用すべきと診断されたとき」が多くを占めた。

● 制度に係る情報は「知りたい情報が適切に提供されていない」「情報がわかりにくく理解できない」などの課題が挙げられた。

● 制度について具体的によく理解せずに利用している場合もあり得る。

3. 制度の普及に向けた課題

補装具費支給制度は、「誰に伝えるのか」「何をどんな表現で伝えるのか」を見極め、普及展開を図っていくことが必要です。

◆情報を伝えるべき対象像、アプローチしやすい情報提供手段が重要

インターネット等で情報が収集でき制度内容を理解できている、相談できる機関に情報提供がされている者は問題がないが、情報にたどり着けない、相談ができない人が存在し、情報提供の強化が必要となっている。

情報を収集している、適切に相談できている人	情報にたどり着けない、相談ができていない人
<ul style="list-style-type: none"> ● 自分でインターネット等による情報収集ができ、制度の内容や必要事項を理解できる人 ● 適切に相談できる機関との連携ができ、自分に必要な補装具をコーディネートされ、制度についての説明も受けている人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者手帳の取得ができていない、適切な相談窓口への相談ができていないために制度について知らない人 ● 障害者手帳取得時に説明は受けたものの、理解できておらず、制度活用に至っていない人 ● 適切な情報提供（視覚障害者や聴覚障害者に対する情報保障ができていない）がされておらず、制度についての情報が適切に得られない人

引き続き、適切な情報提供が必要な対象像

情報提供を強化すべき対象像

○ただし、関係各機関においても、**情報提供の体制構築が必要**

◆情報提供を関係各機関で適宜行い、また、情報内容の理解を促進することが必要

○誰もが情報にたどり着けるよう、**多様な情報手段の活用が必要**

◆わかりやすさ、簡潔さ、理解しやすさが重要

◆対象者にとって必要な情報内容、わかりやすい情報構成・表現のあり方が重要

情報が必要な対象像にとって、制度そのものについて多くの情報に埋もれて認知できていない状況であるとともに、内容についても仕組み、申請の流れ、種類や要件、費用など各段階の情報が必要となっている。

制度そのものが知りたい	制度の詳細な内容が知りたい	
<ul style="list-style-type: none"> ● 制度の概要 ● 仕組み ● 大きな申請の流れ ● 必要事項 など 	<p>● 制度の活用方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自分の要件に合った助成制度はどのくらい受けられるのか？（申請方法、必要書類、支給判定の流れなど） 	<p>● 自分に必要な補装具としてどんな支給が受けられるのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支給対象は何か？（対象補装具の種類や基準額など） ● 修理や再支給について ● 支給にあたっての留意点は？

● 多くの情報に埋もれては理解できず、認知できない（「障害者福祉の手引き」の一部では埋もれてしまっている）

● 難しい言葉、煩雑な書類の作成が情報理解を阻んでいる

● 「自分に必要な補装具が申請できるのか」をどのように判定されるか、判定に至るまでのような相談ができるのかなど、「相談」との結びつきが見えない

● 知りたい情報（支給額等）にカンタンにたどり着けない